

兵庫県公報

平成30年8月21日 火曜日 第3030号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 平成18年兵庫県告示第736号（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により知事が公示する保存、作成、縦覧等及び検査等に係る書面の一部改正（県民生活課））	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	5
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	5
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付（畜産課）	6
○ 平成30年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（伐倒駆除）（豊かな森づくり課）	6
○ 平成30年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（特別伐倒駆除）（同）	7
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	7
○ 漁船保険の付保義務の消滅（同）	8
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	8
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○ 香住都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成30年近畿地方整備局告示第123号）（同）	9
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	9
○ 平成28年兵庫県告示第883号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部改正（建築指導課）	10
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	10
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	10
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	20
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	21
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	22
○ 入札公告（管理課）	22
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	25
警察本部公告	
○ 入札公告	25
○ 同 上	28

告 示

兵庫県告示第754号

平成18年兵庫県告示第736号（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により知事が公示する保存、作成、縦覧等及び検査等に係る書面）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。この告示は、平成24年4月1日から適用する。

平成30年8月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 の表 4 の項及び 2 の表 4 の項中「第31条」を「第33条」に改める。



兵庫県告示第755号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成30年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市大沢土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	東 本 暁	神戸市北区大沢町神付490番地
同	仲 西 壽 男	同 市同区大沢町上大沢805番地
同	中 原 久 男	同 市同区大沢町上大沢2864番地
同	小 西 篤 信	同 市同区大沢町上大沢1322番地
同	和 田 茂	同 市同区大沢町中大沢542番地
同	稲 生 秀 治	同 市同区大沢町中大沢888番地の 2
同	岩 形 孝 司	同 市同区大沢町日西原933番地
同	畑 中 正 和	同 市同区大沢町日西原42番地の 1
同	渕 上 多 聞	同 市同区大沢町日西原1872番地の 1
同	乗 池 邦 晴	同 市同区大沢町簾80番地
同	福 井 栄 幸	同 市同区大沢町市原708番地
監 事	藤 原 利 夫	同 市同区大沢町上大沢847番地
同	芝 山 誠	同 市同区大沢町日西原75番地
同	尾 中 均	同 市西区井吹台西町 8 丁目 2 番地の 2 208号

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	東 岡 威和雄	神戸市北区大沢町神付47番地
同	中 原 久 男	同 市同区大沢町上大沢2864番地
同	大 家 重 明	同 市同区大沢町上大沢622番地
同	池 鍋 充 泰	同 市同区大沢町上大沢1659番地
同	和 田 茂	同 市同区大沢町中大沢542番地
同	稲 生 秀 治	同 市同区大沢町中大沢888番地の 2
同	岩 形 孝 司	同 市同区大沢町日西原933番地
同	山 本 雅 也	同 市同区大沢町日西原478番地
同	西 浦 隆	同 市同区大沢町日西原1873番地
同	乗 本 佳 則	同 市同区大沢町簾126番地
同	福 井 栄 幸	同 市同区大沢町市原708番地
監 事	藤 原 利 夫	同 市同区大沢町上大沢847番地
同	山 中 博 司	同 市同区大沢町日西原833番地
同	乗 池 邦 晴	同 市同区大沢町簾80番地

神戸市池谷福谷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 池 孝 司	神戸市西区櫛谷町池谷432番地の 2
同	小 池 道 雄	同 市同区櫛谷町池谷766番地
同	池 内 優 介	同 市同区櫛谷町池谷220番地
同	柳 瀬 勝 己	同 市同区櫛谷町福谷402番地の 6
同	柳 瀬 茂 幸	同 市同区櫛谷町福谷452番地
同	川 本 宣 明	同 市須磨区横尾 7 丁目 1 番地の 1 80号棟502号 小林方

監 事	山 本 弘 明	同 市西区櫛谷町池谷113番地
同	藤 井 克 也	同 市同区櫛谷町福谷122番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 池 孝 司	神戸市西区櫛谷町池谷432番地の 2
同	小 池 道 雄	同 市同区櫛谷町池谷766番地
同	池 内 優 介	同 市同区櫛谷町池谷220番地
同	藤 井 隆 佳	同 市同区櫛谷町福谷529番地
同	藤 井 精 治	同 市同区櫛谷町福谷711番地
同	柳 瀬 茂 幸	同 市同区櫛谷町福谷452番地
監 事	山 本 弘 明	同 市同区櫛谷町池谷113番地
同	藤 井 克 也	同 市同区櫛谷町福谷122番地

大釜土地改良区

退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 上 正	姫路市飾東町大釜62番地
同	黒 田 良 輝	同 市飾東町大釜555番地
同	高 山 圭 右	同 市飾東町大釜50番地 2
同	清 瀬 良 一	同 市飾東町大釜203番地 1
同	井 上 武 廣	同 市飾東町大釜48番地
同	石 川 清 章	同 市飾東町大釜41番地
同	石 川 公 計	同 市飾東町大釜19番地 1
同	高 山 政 之	同 市飾東町大釜81番地 3
同	高 永 勝 弘	同 市飾東町大釜 5 番地
同	高 永 武 良	同 市飾東町大釜101番地
同	高 永 甲子郎	同 市飾東町大釜103番地
同	高 山 修 郎	同 市飾東町大釜108番地 5
同	小 村 繁 良	同 市飾東町大釜新729番地
同	田 村 利 光	同 市飾東町大釜新1390番地
同	福 永 英 明	加古川市志方町畑817番地の 1
監 事	高 永 俊 弘	姫路市飾東町大釜574番地
同	石 川 友 一	同 市飾東町大釜14番地
同	藤 城 勝 彦	加古川市志方町畑816番地の 2

就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 上 正	姫路市飾東町大釜62番地
同	黒 田 良 輝	同 市飾東町大釜555番地
同	清 瀬 良 一	同 市飾東町大釜203番地 1
同	岸 本 成 和	同 市飾東町大釜167番地
同	井 上 武 廣	同 市飾東町大釜48番地
同	石 川 清 章	同 市飾東町大釜41番地
同	石 川 公 計	同 市飾東町大釜19番地 1
同	高 山 政 之	同 市飾東町大釜81番地 3
同	石 川 至 範	同 市飾東町大釜13番地
同	高 永 勝 弘	同 市飾東町大釜 5 番地
同	高 永 武 良	同 市飾東町大釜101番地
同	高 山 修 郎	同 市飾東町大釜108番地 5
同	畑 昌 彦	同 市飾東町大釜新658番地
同	小 林 利 亘	同 市飾東町大釜新681番地
同	福 永 英 明	加古川市志方町畑817番地の 1

監 事	高 永 俊 弘	姫路市飾東町大釜574番地
同	石 川 友 一	同 市飾東町大釜14番地
同	藤 城 勝 彦	加古川市志方町畑816番地の 2

野上土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

監 事

同

就任役員

役員の区分

理 事

同

監 事

同

大宮土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

監 事

氏 名

村 田 憲 夫

和田垣 弘

伊 崎 彌壽雄

西 登己夫

北 山 高 義

西 垣 政 晴

西 垣 利 治

仲 島 徹

村 田 制

嶋 田 恒 夫

氏 名

西 垣 富 夫

松 本 秀 雄

伊 崎 辰 夫

安 井 政 美

伊 崎 勇

伊 崎 博 之

小 崎 芳 宏

阪 井 裕

岡 隆 志

嶋 田 恒 夫

氏 名

川 端 一 司

田 中 一 矢

溝 渕 涉

北 畑 夏 夫

石 田 昇 三

石 田 豊

井 手 浩 二

尾 家 好 昭

大 山 智 弘

影 平 正 晴

源 條 やよい

北 畑 博 司

島 田 和 典

田 中 史 男

富 士 秀 樹

溝 淵 章 晃

十 川 泰 士

影 平 道 治

石 田 勝 弘

住 所

豊岡市野上1134番地

同 市野上129番地

同 市野上85番地

同 市船町87番地の 1

同 市野上610番地

同 市野上1126番地

同 市野上359番地

同 市赤石122番地

同 市野上1141番地

同 市下鶴井1910番地の 1

住 所

豊岡市野上360番地

同 市野上1140番地

同 市野上1123番地

同 市森45番地

同 市宮島165番地の 1

同 市野上120番地

同 市野上561番地の 1

同 市赤石381番地

同 市野上375番地

同 市下鶴井1910番地の 1

住 所

洲本市五色町都志大宮485番地

同 市五色町都志大宮110番地の 1

同 市五色町都志大宮173番地 3

同 市五色町都志大宮182番地の 1

同 市五色町都志大宮458番地

同 市五色町都志大宮466番地の 1

同 市五色町都志大宮451番地

同 市五色町都志大宮208番地

同 市五色町都志大宮160番地の 2

同 市五色町都志大宮746番地

同 市五色町都志大宮160番地の 1

同 市五色町都志大宮501番地

同 市五色町都志大宮518番地 3

同 市五色町都志大宮160番地

同 市五色町都志大宮454番地

同 市五色町都志大宮81番地

同 市五色町都志大宮159番地 2

同 市五色町都志大宮700番地 3

同 市五色町都志大宮503番地の 1

同	來 山 和 生	同 市五色町都志大宮765番地 1
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	川 端 一 司	洲本市五色町都志大宮485番地
同	田 中 一 矢	同 市五色町都志大宮110番地の 1
同	北 畑 夏 夫	同 市五色町都志大宮182番地の 1
同	石 田 昇 三	同 市五色町都志大宮458番地
同	石 田 豊	同 市五色町都志大宮466番地の 1
同	井 手 浩 二	同 市五色町都志大宮451番地
同	來 山 和 生	同 市五色町都志大宮765番地 1
同	大 山 智 弘	同 市五色町都志大宮160番地の 2
同	影 平 正 晴	同 市五色町都志大宮746番地
同	源 條 やよい	同 市五色町都志大宮160番地の 1
同	北 畑 博 司	同 市五色町都志大宮501番地
同	島 田 和 典	同 市五色町都志大宮518番地 3
同	田 中 史 男	同 市五色町都志大宮160番地
同	富 士 秀 樹	同 市五色町都志大宮454番地
同	溝 淵 章 晃	同 市五色町都志大宮81番地
同	溝 渕 涉	同 市五色町都志大宮173番地 3
同	十 川 泰 士	同 市五色町都志大宮159番地 2
同	影 平 道 治	同 市五色町都志大宮700番地 3
監 事	石 田 勝 弘	同 市五色町都志大宮503番地の 1
同	尾 家 好 昭	同 市五色町都志大宮208番地



兵庫県告示第756号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年8月7日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	永室中の池地区	平成30年8月21日から 同 年9月10日まで	加古川市役所
同 上	河原山池地区	同 上	稲美町役場



兵庫県告示第757号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成30年8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地 区 名
丹波市	丹波市地区（今中）



兵庫県告示第758号

家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第5条の規定により、種畜証明書を次のとおり書換交付した。
平成30年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター 畜産技術センター	牛	黒毛和種	喜平、山長土井、北菊喜、丸彩土井、悠哲土井、 北菊奥



兵庫県告示第759号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成30年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、三田市、篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

平成30年 8月21日から平成31年 5月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒して天敵微生物不織布製剤を設置するか、又は当該樹木を伐倒して剥皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置について焼却を行う場合は、次により生活環境の保全、公衆衛生の確保等にも十分留意し、適切な実施に努め、地域の理解を得ながら円滑に行うこと。

ア 伐倒駆除事業の有効性、森林病虫害等防除法に規定された駆除措置であること等について、必要に応じ広報誌、回覧板などにより、あらかじめ地域住民に周知を図ること。

イ 作業現地に立看板などにより、伐倒駆除の趣旨及び内容を分かりやすく表示すること。

ウ 焼却する場合には、飛火及び類焼防止等の火災防止上安全な場所を選び、必要に応じ周辺の草木等の刈払いを行うなどの措置を講じるとともに、当該地の消防署（消防署のない地域は市町）及び必要な関係機関と十分連絡等行うこと。

エ 煙等が人家、道路等への流入を防ぐため、風向、風速、距離等に十分注意すること。

オ 異常乾燥、強風等の警報が発令されている時は、焼却は実施しないこと。

(3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を

管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(4)により申請書を提出する場合はこの限りでない。

- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



兵庫県告示第760号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成30年8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、三田市、篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

平成30年8月21日から平成31年5月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林病虫害防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さ6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル)以下となるように破砕すること。

(3) 3の措置について焼却を行う場合は、次により生活環境の保全、公衆衛生の確保等にも十分留意し、適切な実施に努め、地域の理解を得ながら円滑に行うこと。

ア 特別伐倒駆除事業の有効性、森林病虫害等防除法に規定された駆除措置であること等について、必要に応じ広報誌、回覧板などにより、あらかじめ地域住民に周知を図ること。

イ 作業現地に立看板などにより、特別伐倒駆除の趣旨及び内容を分かりやすく表示すること。

ウ 焼却する場合には、飛火及び類焼防止等の火災防止上安全な場所を選び、必要に応じ周辺の草木等の刈払いを行うなどの措置を講じるとともに、当該地の消防署(消防署のない地域は市町)及び必要な関係機関と十分連絡等行うこと。

エ 煙等が人家、道路等への流入を防ぐため、風向、風速、距離等に十分注意すること。

オ 異常乾燥、強風等の警報が発令されている時は、焼却は実施しないこと。

(4) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(5)により申請書を提出する場合はこの限りでない。

(5) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



兵庫県告示第761号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があった

県道 東古瀬穂積線	加東市社字山本1303番3から 同 市社字防ノ下1333番1まで	旧	7.0から 10.0まで	207.0
		新	10.0から 12.0まで	209.0



兵庫県告示第765号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、香住都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成30年近畿地方整備局告示第123号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 8月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画事業の種類及び名称
香住都市計画道路事業
3.6.1号七日市線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県美方郡香美町香住区七日市字東稲葉、字大縄地、字天神前、字馬場先及び字大縄内地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第766号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成30年 8月21日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
戸 谷	赤穂郡	上郡町	金出地	戸 谷	920番1の一部、920番2の一部、928番の一部、928番1、929番の一部、930番の一部、934番1の一部、936番の一部、937番の一部、941番1の一部、942番の一部、944番の一部、945番、946番1の一部、946番2の一部、947番の一部、948番1の一部、2131番の一部、920番1から928番に至る地先の道路敷の一部、941番1地先の道路敷の一部、920番1から928番に至る地先の水路敷の一部
				戸 谷 奥	1795番24の一部、1795番25の一部、1795番26の一部、1795番27、1795番28の一部、1795番29、1795番30の一部、1795番31の一部、1795番48の一部

兵庫県告示第767号

平成28年兵庫県告示第883号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第5項第1号中「第85条第5項」の右に「若しくは第6項の規定」を加える。

附 則

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に定める日から施行する。

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西山(3) I-2 (128040134)	宍粟市千種町西山（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年 8月29日（水）から同年 9月12日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所並びに宍粟市役所及び千種市民局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所

〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

平成30年 9月12日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年11月12日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第373号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

西山(3) I (128040056) の項中別図56、岩野辺 A II (128040066) の項中別図66、河内 B I (128040114) の項中別図114、大河内川 I (228040031) の項中別図164、中村川 I (228040065) の項中別図198を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成30年 8月29日 (水) から同年 9月12日 (水) まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所並びに宍粟市役所及び千種市民局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所
〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

平成30年 9月12日 (水) まで (当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年11月12日 (月) までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領 (以下「要領」という。) 第 4 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
井ノ口 I (111000001)	加古川市上荘町井ノ口 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
中西条 I (111000003)	加古川市八幡町中西条 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
西条 (1) I (111000004)	加古川市神野町西条 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
西条 (2) I (111000005)	加古川市神野町西条 (別図 4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
一本松 (1) I (111000010)	加古川市平荘町一本松 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり

薬栗(1)Ⅱ (111000013)	加古川市上荘町薬栗(別図6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
高畑Ⅱ (111000019)	加古川市志方町高畑(別図7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
永室Ⅱ (111000022)	加古川市志方町永室(別図8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
畑(2)Ⅱ (111000026)	加古川市志方町畑(別図9の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
一本松(2)Ⅲ (111000028)	加古川市平荘町一本松(別図 10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
殿屋敷川Ⅰ (211000001)	加古川市志方町畑(別図11の とおり)	土石流	別図11のとおり
成井川Ⅰ (211000010)	加古川市志方町成井(別図12 のとおり)	土石流	別図12のとおり
小畑西川Ⅰ (211000012)	加古川市平荘町小畑(別図13 のとおり)	土石流	別図13のとおり
黍田川Ⅰ (211000016)	加古川市上荘町白沢(別図14 のとおり)	土石流	別図14のとおり
西牧(1)Ⅱ (211000022)	加古川市志方町西牧 姫路市飾東町唐端新(別図15 のとおり)	土石流	別図15のとおり
池内川(2)Ⅲ (211000030)	加古川市志方町行常(別図16 のとおり)	土石流	別図16のとおり

(別図1から別図16までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年8月29日(水)から同年9月12日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所及び加古川市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所河川砂防課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

(3) 提出期限

平成30年9月12日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年11月12日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
猶原 I (128040001)	宍粟市千種町下河野（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
下河野(1) I (128040002)	宍粟市千種町下河野（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
宮ノ下 I (128040003)	宍粟市千種町下河野（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
竹ノ内(2) I (128040004)	宍粟市千種町下河野（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
下河野 1 I (128040005)	宍粟市千種町下河野（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
下河野 b I (128040006)	宍粟市千種町下河野（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
下河野 A II (128040007)	宍粟市千種町下河野（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
下河野 2 II (128040008)	宍粟市千種町下河野（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
下河野(2) II (128040009)	宍粟市千種町下河野（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
下河野(3) II (128040010)	宍粟市千種町下河野（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
揃木 II (128040011)	宍粟市千種町下河野（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
竹ノ内(3) II (128040012)	宍粟市千種町下河野（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
竹ノ内 II (128040013)	宍粟市千種町下河野（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
鷹巣(1) I (128040015)	宍粟市千種町鷹巣（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
鷹巣(2) I (128040016)	宍粟市千種町鷹巣（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
鷹巣 c I (128040017)	宍粟市千種町鷹巣（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり

鷹巣B I (128040018)	宍粟市千種町鷹巣（別図17の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
鷹巣C I (128040019)	宍粟市千種町鷹巣（別図18の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
鷹巣A II (128040021)	宍粟市千種町鷹巣（別図19の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
鷹巣a II (128040022)	宍粟市千種町鷹巣（別図20の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
鷹巣b II (128040023)	宍粟市千種町鷹巣（別図21の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
七野 I (128040024)	宍粟市千種町七野（別図22の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
七野A I (128040025)	宍粟市千種町七野（別図23の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
七野B II (128040026)	宍粟市千種町七野（別図24の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
七野b II (128040027)	宍粟市千種町七野（別図25の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
七野1 II (128040028)	宍粟市千種町七野（別図26の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
室A II (128040031)	宍粟市千種町室（別図27の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
室B II (128040032)	宍粟市千種町室（別図28の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
城ヶ岨 I (128040033)	宍粟市千種町黒土（別図29の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
黒土1 I (128040034)	宍粟市千種町黒土（別図30の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
黒土b I (128040035)	宍粟市千種町黒土（別図31の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
黒土A II (128040036)	宍粟市千種町黒土（別図32の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
中嶋a II (128040037)	宍粟市千種町黒土（別図33の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
黒土a II (128040038)	宍粟市千種町黒土（別図34の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
黒土II (128040039)	宍粟市千種町黒土（別図35の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
黒土c II (128040040)	宍粟市千種町黒土（別図36の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり

滝尻 a II (128040041)	宍粟市千種町黒土 (別図37の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
東代 II (128040042)	宍粟市千種町黒土 (別図38の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
紙屋 I (128040043)	宍粟市千種町西山 (別図39の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
奥西山 C I (128040044)	宍粟市千種町西山 (別図40の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
奥西山 E I (128040045)	宍粟市千種町西山 (別図41の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
奥西山 A II (128040046)	宍粟市千種町西山 (別図42の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
奥西山 C II (128040047)	宍粟市千種町西山 (別図43の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
奥西山 D II (128040048)	宍粟市千種町西山 (別図44の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
奥西山 a II (128040049)	宍粟市千種町西山 (別図45の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
奥西山 f III (128040050)	宍粟市千種町西山 (別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
奥西山 b III (128040051)	宍粟市千種町西山 (別図47の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
奥西山 d III (128040052)	宍粟市千種町西山 (別図48の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
奥西山 e III (128040053)	宍粟市千種町西山 (別図49の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
西山(1) I (128040054)	宍粟市千種町西山 (別図50の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
西山(2) I (128040055)	宍粟市千種町西山 (別図51の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
西山(3) I (128040056)	宍粟市千種町西山 (別図52の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
西山 A I (128040057)	宍粟市千種町西山 (別図53の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
西山 I (128040058)	宍粟市千種町西山 (別図54の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
奥西山 B II (128040059)	宍粟市千種町西山 (別図55の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり

西山 a II (128040060)	宍粟市千種町西山 (別図56の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
上町 a II (128040061)	宍粟市千種町西山 (別図57の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
千草(1) I (128040062)	宍粟市千種町千草 (別図58の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
千草(2) I (128040063)	宍粟市千種町千草 (別図59の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
千草 b III (128040064)	宍粟市千種町千草 (別図60の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
越岨 I (128040065)	宍粟市千種町岩野辺 (別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
岩野辺 A II (128040066)	宍粟市千種町岩野辺 (別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
岩野辺 B II (128040067)	宍粟市千種町岩野辺 (別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
岩野辺 C II (128040068)	宍粟市千種町岩野辺 (別図64 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
岩野辺 D II (128040069)	宍粟市千種町岩野辺 (別図65 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
荒尾 A II (128040070)	宍粟市千種町岩野辺 (別図66 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
内海 A II (128040071)	宍粟市千種町岩野辺 (別図67 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
内海 B II (128040072)	宍粟市千種町岩野辺 (別図68 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
荒尾 d II (128040073)	宍粟市千種町岩野辺 (別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
高橋 1 II (128040074)	宍粟市千種町岩野辺 (別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
内海 1 II (128040075)	宍粟市千種町岩野辺 (別図71 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
内海 a II (128040076)	宍粟市千種町岩野辺 (別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
内海 d II (128040077)	宍粟市千種町岩野辺 (別図73 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
内海 c II (128040078)	宍粟市千種町岩野辺 (別図74 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり

岩野辺 a Ⅲ (128040079)	宍粟市千種町岩野辺 (別図75 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
荒尾 a Ⅲ (128040080)	宍粟市千種町岩野辺 (別図76 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
荒尾 c Ⅲ (128040081)	宍粟市千種町岩野辺 (別図77 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
荒尾 e Ⅲ (128040082)	宍粟市千種町岩野辺 (別図78 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
荒尾 f Ⅲ (128040083)	宍粟市千種町岩野辺 (別図79 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
荒尾 g Ⅲ (128040084)	宍粟市千種町岩野辺 (別図80 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
内海 b Ⅲ (128040085)	宍粟市千種町岩野辺 (別図81 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
内海 e Ⅲ (128040086)	宍粟市千種町岩野辺 (別図82 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
河呂 A I (128040087)	宍粟市千種町河呂 (別図83の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
河呂 B II (128040088)	宍粟市千種町河呂 (別図84の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
河呂 a II (128040089)	宍粟市千種町河呂 (別図85の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
河呂 II (128040090)	宍粟市千種町河呂 (別図86の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
西河内 A I (128040092)	宍粟市千種町西河内 (別図87 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
西河内 D I (128040093)	宍粟市千種町西河内 (別図88 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
西河内 b I (128040094)	宍粟市千種町西河内 (別図89 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
西河内 F I (128040095)	宍粟市千種町西河内 (別図90 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
西河内 B II (128040096)	宍粟市千種町西河内 (別図91 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
西河内 c II (128040097)	宍粟市千種町西河内 (別図92 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
西河内 E II (128040098)	宍粟市千種町西河内 (別図93 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり

奥田Ⅱ (128040099)	宍粟市千種町西河内(別図94 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
西河内1Ⅱ (128040100)	宍粟市千種町西河内(別図95 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
西河内eⅡ (128040101)	宍粟市千種町西河内(別図96 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
西河内dⅡ (128040102)	宍粟市千種町西河内(別図97 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
西河内jⅡ (128040103)	宍粟市千種町西河内(別図98 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
西河内aⅢ (128040107)	宍粟市千種町西河内(別図99 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
西河内mⅢ (128040108)	宍粟市千種町西河内(別図 100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
西河内hⅢ (128040109)	宍粟市千種町西河内(別図 101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
西河内iⅢ (128040110)	宍粟市千種町西河内(別図 102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
西河内kⅢ (128040111)	宍粟市千種町西河内(別図 103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
川井(2)Ⅰ (128040113)	宍粟市千種町河内(別図104 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
河内BⅠ (128040114)	宍粟市千種町河内(別図105 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
河内DⅠ (128040115)	宍粟市千種町河内(別図106 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
河内AⅡ (128040116)	宍粟市千種町河内(別図107 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
河内CⅡ (128040117)	宍粟市千種町河内(別図108 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
河内fⅡ (128040118)	宍粟市千種町河内(別図109 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
河内dⅡ (128040119)	宍粟市千種町河内(別図110 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
河内3Ⅱ (128040120)	宍粟市千種町河内(別図111 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
河内2Ⅱ (128040121)	宍粟市千種町河内(別図112 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり

河内 1 II (128040122)	宍粟市千種町河内（別図113 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
大久保 a II (128040123)	宍粟市千種町河内（別図114 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
大久保 c II (128040124)	宍粟市千種町河内（別図115 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
道上 a III (128040127)	宍粟市千種町河内（別図116 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
道上 b III (128040128)	宍粟市千種町河内（別図117 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
道上 e III (128040129)	宍粟市千種町河内（別図118 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
河内 h III (128040130)	宍粟市千種町河内（別図119 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
河内 i III (128040131)	宍粟市千種町河内（別図120 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
河内 g III (128040132)	宍粟市千種町河内（別図121 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
大久保 b III (128040133)	宍粟市千種町河内（別図122 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
別所 I (228040008)	宍粟市千種町鷹巣（別図123 のとおり）	土石流	別図123のとおり
七室川 II (228040016)	宍粟市千種町室（別図124の とおり）	土石流	別図124のとおり
イオト谷 I (228040019)	宍粟市千種町西山（別図125 のとおり）	土石流	別図125のとおり
反田川 I (228040020)	宍粟市千種町西山（別図126 のとおり）	土石流	別図126のとおり
福海寺 I (228040028)	宍粟市千種町岩野辺（別図 127のとおり）	土石流	別図127のとおり
森脇 I (228040030)	宍粟市千種町岩野辺（別図 128のとおり）	土石流	別図128のとおり
大河内川 I (228040031)	宍粟市千種町岩野辺（別図 129のとおり）	土石流	別図129のとおり
越岨川 I (228040032)	宍粟市千種町岩野辺（別図 130のとおり）	土石流	別図130のとおり
柳谷 I (228040033)	宍粟市千種町岩野辺（別図 131のとおり）	土石流	別図131のとおり

釜本Ⅱ (228040039)	宍粟市千種町岩野辺（別図132のとおり）	土石流	別図132のとおり
室谷Ⅱ (228040040)	宍粟市千種町岩野辺（別図133のとおり）	土石流	別図133のとおり
種姫Ⅰ (228040044)	宍粟市千種町河呂（別図134のとおり）	土石流	別図134のとおり
小久保Ⅱ (228040049)	宍粟市千種町河呂（別図135のとおり）	土石流	別図135のとおり
奥田川Ⅰ (228040052)	宍粟市千種町西河内（別図136のとおり）	土石流	別図136のとおり
畦の谷川Ⅰ (228040056)	宍粟市千種町西河内（別図137のとおり）	土石流	別図137のとおり
大外地Ⅰ (228040059)	宍粟市千種町河内（別図138のとおり）	土石流	別図138のとおり
中村川Ⅰ (228040065)	宍粟市千種町河内（別図139のとおり）	土石流	別図139のとおり
高羅口川Ⅱ (228040068)	宍粟市千種町河内（別図140のとおり）	土石流	別図140のとおり

（別図 1 から別図140までは省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年 8月29日（水）から同年 9月12日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所並びに宍粟市役所及び千種市民局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所
〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

平成30年 9月12日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年11月12日（月）までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）伊伝居複合商業施設
所在地 姫路市伊伝居字岸ノ下516—1ほか

- 2 法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要
 - (1) 街並みづくり等への配慮に係る事項
 - ア マックスバリュ棟及び未定物販①棟については、景観法に基づく景観計画区域内の行為届出が必要であるため、留意されたい。
 - イ 全ての棟において、姫路市屋外広告物条例に基づく許可申請が必要となる可能性があるため、留意されたい。
 - (2) 開発行為に関する事項
 - 開発事業に該当するため、姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき、引き続き手続を行われたい。
 - (3) 騒音発生に係る事項
 - 空調用室外機及び冷凍機用室外機が、環境の保全と創造に関する条例第43条に基づく「騒音に係る特定施設等」に該当しているため、設置届出を確実に行われたい。
 - (4) 廃棄物の処置に関する事項
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく保管基準及び委託基準を順守し、適切な保管及び廃棄物処理業者への委託をされたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - 兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
 - (2) 縦覧期間
 - 平成30年8月21日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年8月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - 高砂市阿弥陀町北池字庄境19番4の一部、34番2、35番、43番、54番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 - 高砂市高砂町朝日町2丁目7番7-1104号
 - 米田泰史
- 3 許可年月日及び許可番号
 - 平成29年10月13日
 - 兵庫県指令東播（加土）（建）第1-18号（29高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年8月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - 小野市天神町字後山1183番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 - 小野市黒川町879番地
 - 水池信吾
- 3 許可年月日及び許可番号
 - 平成30年3月29日
 - 兵庫県指令北播（加土）（建）第1-24号（29小野）

~~~~~

### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
神崎郡福崎町南田原字下垣内3190番1、3190番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
赤穂市加里屋1741番地  
吹 田 真 弓
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成30年 3月29日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-48号（29福崎）

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年 8月21日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
兵庫県税務システム専用端末 一式（賃貸借）
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 契約期間
平成31年 1月 1日（火）から平成35年12月31日（日）まで（60箇月）
 - (4) 納入場所
兵庫県本庁舎ほか 14箇所（詳細は仕様書のとおり）
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の108分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
 - (1) 書面による入札
 - ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場

所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 吉岡

電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年8月21日（火）から同年9月4日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成30年10月3日（水）午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成30年10月2日（火）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成30年8月21日（火）から同年9月4日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、平成30年9月4日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

平成30年9月26日（水）午後5時から同年10月3日（水）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成30年8月22日（水）から同年9月18日（火）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成30年8月22日（水）から同年9月4日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、平成30年9月4日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

平成30年9月26日（水）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗

じた金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年10月1日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年10月17日(水)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Hyogo prefecture tax system dedicated terminal set (leasing contract)

(3) Lease period: January 1, 2019 - December 31, 2023

(4) Delivery location:

Hyogo Prefectural Government Office Buildings and other 14 places (details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 September 4, 2018

(6) Deadline for tender:

14:00 October 3, 2018 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 October 2, 2018 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Yoshioka, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4935

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し、指定の取消しがあったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 8月21日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

ニチイケアセンター神戸摩耶	同 市灘区味泥町4-19
イリーゼ神戸六甲	同 市灘区篠原本町4丁目6-3

」

を

「

ニチイケアセンター神戸摩耶	同 市灘区味泥町4-19
---------------	--------------

」

に、

「

サンシティタワー神戸	同 市中央区脇浜海岸通2丁目3-5
------------	-------------------

」

を

「

サンシティタワー神戸	同 市中央区脇浜海岸通2丁目3-5
チャームスイート神戸北野	同 市中央区北野町1丁目2-13

」

に改める。

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年 8月21日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西川直哉

1 調達内容

- (1) 件名
免許証追記装置賃貸借
- (2) 契約期間

平成31年 3月 1日（金）から平成36年 2月29日（木）まで

(3) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

(4) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 荒川

電話 (078) 341-7441 内線2253

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年 8月21日（火）から同年 9月 4日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成30年 9月28日（金）午前10時 兵庫県警察本部 6階603会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年 9月27日（木）午後 5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年 9月27日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を平成30年 9月 4日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ

た場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までには提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成30年10月5日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Naoya Nishikawa, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Recordable System for Driver's License (leasing contract)

(3) Lease period:

March 1, 2019 - February 29, 2024

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police HQ

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 September 4, 2018

(6) Deadline for tender:

17:00 September 27, 2018 by mail

10:00 September 28, 2018 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Masanobu Arakawa, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2253

~~~~~

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年 8月21日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西 川 直 哉

**1 調達内容****(1) 件名**

チェックコード生成装置賃貸借

**(2) 契約期間**

平成31年 3月 1日（金）から平成36年 2月29日（木）まで

**(3) 履行場所及び仕様**

入札説明書による。

**(4) 入札方法**

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 一般競争入札参加資格**

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

**3 申込書・入札書の提出等**

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 荒川  
電話 (078) 341-7441 内線2253

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年 8月21日（火）から同年 9月 4日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成30年 9月28日（金）午前10時10分 兵庫県警察本部 6階603会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年 9月27日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

**4 その他**

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得

た額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年9月27日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を平成30年9月4日(火)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成30年10月5日(金))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Naoya Nishikawa, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Check code generator system (leasing contract)

(3) Lease period:

March 1, 2019 - February 29, 2024

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police HQ

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 September 4, 2018

(6) Deadline for tender:

17:00 September 27, 2018 by mail

10:10 September 28, 2018 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Masanobu Arakawa, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2253